

夕風クラブ会員規約

2008

第1条 (名称と目的)

本会の名称は『夕風クラブ』(以下本会という)と称し、会員の営む葬儀について各種葬儀セットの割引及び提携先の施設や店舗利用時の優待など、生活者に良質なサービスと経済的負担の軽減を提供することを目的とする。

第2条 (運営事務局)

本会は株式会社大元(びわこメモリアルホール)が主催し、本会運営の事務局を滋賀県栗東市林 295-2 に置く。

第3条 (会員)

本会の趣旨に賛同し、本会員規約を承認のうえ、第4条に定める入会手続きを完了したものを会員とする。

第4条 (登録料及び入会手続き)

1. 本会の入会登録料を 10,000 円とする。
2. 入会希望者は会員申込書に必要事項を記載押印の上、入会登録料を添えて本会事務局に入会申込みを行う。
3. 本会事務局は入会申込みについて審査を行い、入会を承認するときは入会希望者に対して会員証を交付する。
4. 本会事務局が入会を承認しないときは、本会は速やかに受領済入会登録料を入会希望者に返還する。

※ 現在、シルバー会員及びゴールド会員の入会受付は致しておりません。(既に入会済みの方は今後も権利を有します)

第5条 (提供サービス)

会員は本会が提供する下記サービスを受けることが出来る(以下提供サービスという)。

1. びわこメモリアルホールが提供する葬儀プランより10%割引する。(シルバー会員20%割引:ゴールド会員30%割引)
2. びわこメモリアルホールの使用料を50%割引する。(シルバー会員70%割引:ゴールド会員100%割引)
3. 本会が提携する施設及び店舗において、優待特典を受けられる。

第6条 (提供サービスの利用)

1. 会員が提供サービスを利用する場合には、入会日より起算して15日を経過した時点で有効となる。
2. 会員は、本人又は家族全員が本会の提供するサービスを利用することが出来る。

第7条 (提供サービスの変更)

本会は、時代の変化に応じて提供サービスの内容を新規に追加し、または従来 of 提供サービスの内容を改善・改良することが出来る。但し、会員が有する既存の権利を侵害してはならない。

第8条 (登録事項の変更)

会員の登録時の住所・電話番号・勤務先に変更が生じたときは本会事務局に対して速やかにその旨の変更届出を行う。

第9条 (会員証の紛失・汚損)

会員が会員証を紛失又は汚損した場合は、速やかに本会事務局に届け出て新たな会員証の再発行を受ける。そして同時に、旧会員証は紛失届出の時点で失効する。

第10条 (会員登録の有効期間)

会員が退会したとき迄とする。(会員が死亡したときは、速やかに名義変更手続を行って下さい)

第11条 (退会)

会員は本会事務局に脱会届を提出することによって随時本会を退会することが出来る。
この場合、退会理由のいかんを問わず入会登録料の返還はしない。

第12条 (クーリングオフ)

入会を申込みされた方は、入会申込書(控)を受領した日を含む8日間は、本会に対して書面(封書、はがき)で入会の撤回をすることができます。この場合、すでに払込まれた入会金は全額返還します。

第13条 (守秘義務・個人情報)

本会は、会員の個人情報を本会の目的以外に使用及び供与せず、また第三者にこれを漏洩しない。